

平成 23 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

■平戸市の健全度は？

平成 23 年度決算に係る健全化判断比率及びは下表のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して9月の平戸市議会定例会に報告しています。

①【健全化判断比率】

	平戸市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	赤字額が生じていないため該当なし	12.89%	20%
(2)連結実質赤字比率	赤字額が生じていないため該当なし	17.89%	30%
(3)実質公債費比率	12.6%	25.0%	35%
(4)将来負担比率	74.9%	350.0%	—

②【資金不足比率】

	公営企業	各公営企業の健全化判断比率	経営健全化基準
(5)資金不足比率	簡易水道事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%
	農業集落排水事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%
	あづち大島いさりびの里事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%
	宅地開発事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%
	水道事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%
	病院事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%
	交通船事業	資金不足額が生じていないため該当なし	20%

財政の早期健全化・財政再生、公営企業の経営健全化のイメージ

